

令和2年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

教育旅行

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
1	会津若松市	教育旅行用「あいづ観光応援券」発行事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市内に宿泊する教育旅行生に対して3,000円分の「あいづ観光応援券」を配布。 ・令和2年8月20日(木)～令和3年3月18日(木)宿泊対象 ・市内にある観光施設や土産物店、飲食施設など約200店舗で使用可能 ・希望する学校対象 	令和2年8月20日	令和3年3月18日宿泊まで (配布枚数が上限に達した場合には配布終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 	学校単位	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人会津若松観光ビューロー ・会津若松市観光課 	0242-23-8000 0242-39-1251	https://www.aizukanko.com/feature/akabeko/akabeko
2	喜多方市	喜多方市グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市で農業体験または農家民泊体験を行う学校の引率者巡回のためのタクシー経費を助成します。 ・ただし、喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンターが手配したタクシー経費であること。 ・1校当たり 農業体験のみの場合：27,000円を上限 農泊を伴う場合：36,000円を上限 	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・その他、学校法人が行う教育旅行であること。 	学校単位	○	特定非営利活動法人喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	http://www.kitakata-gt.jp/
3	二本松市	教育旅行等助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 二本松市内に宿泊または二本松市内の施設等を利用する修学旅行、宿泊学習等で、教職員の引率する学校行事の一環として行う学校に対して、貸切バス代金の一部を助成します。 ・市内に宿泊する学校 1台当たり6万円 ・日帰りで市内を訪れる学校 1台当たり3万円 ※福島県内の学校の場合は助成金額が上記金額の2分の1になります ※10人未満の学校の場合は助成金額が上記金額の2分の1になります 	令和2年8月17日	令和3年2月28日 (予算額に達し次第終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専門学校 ・大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に定めなし ・1校当たりの台数上限なし 	○	二本松市観光連盟	0243-55-5095	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page006320.html
4	檜枝岐村	尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業	尾瀬檜枝岐温泉観光協会加盟施設に宿泊した場合の宿泊費を助成します(旅館・民宿・山小屋を利用する場合、1人1泊2,000円、キャンプ場を利用する場合1人1泊200円助成。最大5泊までとする)。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (事業の対象期間は尾瀬に入山できる期間。予算額に達し次第終了)	尾瀬での環境学習を行う全国の小・中・高等学校及び大学の他、市町村	学校単位	×	檜枝岐村役場観光課	0241-75-2503	—
5	只見町	只見町教育旅行推進事業 (教育旅行に関する補助)	只見町内移動に関するレンタカー代、貸切バス、タクシー代の一部を助成します。	令和2年4月1日	令和3年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・教職員等引率者 	学校単位	○	只見町子ども農家体験協議会	0241-82-5250	https://www.tadami-net.com/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
6	南会津町 下郷町 只見町 檜枝岐村 福島県	「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業	<p>・南会津郡内において、教育課程に位置づけられた自然環境学習等の活動を行い、かつ南会津郡内の宿泊施設で1泊以上宿泊する学校に自然環境学習等の活動に係る経費の一部について助成します。</p> <p>・本制度と「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」、「尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業」、「只見町教育旅行推進事業」との併用は不可。</p> <p>・助成対象経費は、宿泊費、交通費(バス借上料を除く)、ガイド料、環境学習活動費とし、延べ宿泊者数によって助成額が異なります(教員及び引率等は、人数に含まない)。</p> <p>【助成額】 15～50人 6万円 51～100人 12万円 101～250人 24万円 251～500人 36万円 501人以上 60万円</p> <p>・交通費(バス借上料) 【助成額】 県内校 バス1台当たり上限4.5万円 県外校 バス1台当たり上限9.5万円 (県外校は福島県教育旅行復興事業と本事業を併せて活用)</p>	令和2年4月1日	令和3年2月26日	<p>福島県内外を問わない (令和元年度中に、応募申請を行い、選考結果の通知を受けた学校及び今年度に、再度応募申請を行い、選考結果の通知を受けた学校)</p> <p>・小学校(原則4～6年生) ・中学校 ・高等学校 ・特別支援学校</p>	延べ宿泊者数 15人泊以上 (生徒のみ)	○	(業務委託先) 株式会社みなみあいづ	0241-62-2550	http://www.minamiaizu.co.jp/
7	北塩原村	北塩原村教育旅行回復バス助成事業	学校行事の一環として、村内に宿泊を伴う教育旅行(修学旅行やスキー教室等)を実施する県内外の小学校・中学校・高等学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を補助します。	令和2年4月10日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県内外を問わない</p> <p>・小学校 ・中学校 ・高等学校</p>	<p>県内 1台当たり3万円 (上限2台6万円) 県外 1台当たり5万円 (上限2台10万円)</p>	○	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2020040700010/
8	猪苗代町	猪苗代町教育旅行支援事業	猪苗代町内で宿泊を伴う体験学習を実施する県外の小中高等学校に対し、バス1台当たり5万円を上限に交通費を助成します。また、学校の旅行を取り扱う旅行会社に対し、学校1校(1件)の申請につき助成金1万円を交付します(その他、交付要件あり)。	令和2年4月10日	令和3年3月7日 (先着順。予算終了次第終了)	<p>福島県外の</p> <p>・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・取扱い旅行会社</p>	バス1台以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/support/
9	柳津町	赤べこ発祥の地PR事業	<p>・会津柳津福満虚空蔵菩薩圓藏寺にて十三講詣りの御祈禱を受けた方に対し、赤べこ絵付け無料体験を実施。</p> <p>・1回の最大可能人数40名</p> <p>※新型コロナウイルスの関係で1回あたりの実施人数調整あり</p> <p>・1回の所要時間約60分</p>	令和2年4月1日	令和3年3月31日	<p>・小学6年生 ※上記対象者以外も実施中(有料)</p>	1人以上	○	柳津町 地域振興課 観光商工班	0241-42-2114	http://www.town.vanaizu.fukushima.jp/docs/2019060600011/
10	矢祭町	矢祭町教育旅行等誘客推進事業	矢祭町内外の学校や子ども会、サークル等の団体が、リフレッシュふるさとランドまたは友情の森バンガローに宿泊する場合、宿泊料を半額にします。	令和2年4月1日	令和3年3月31日	<p>矢祭町内外の</p> <p>・小学校 ・中学校 ・高等学校</p>	1人以上	×	矢祭町 事業課 産業グループ	0247-46-4576	—

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
11	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p>【修学旅行・宿泊学習等】 教職員の引率する学校行事の一環として、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する、県外の小学校、中学校、高等学校に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。</p> <p>①1台当たりの補助額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)</p> <p>※福島県内の市町村で行なっている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります</p>	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校	1校当たり台数の上限なし	—	福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html
12	福島県	教育旅行支援事業	<p>・避難解除区域等12市町村(※)への教育旅行を行う学校および同教育旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。</p> <p>ア 学校に対する助成 以下の要件を満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法で定める国立学校、公立学校又は私立学校が主催する教育旅行であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村内の関連プログラムが組み込まれていること。 ＜助成額＞1人泊当たり2千円(上限40万円)</p> <p>イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件をすべて満たす教育旅行を実施した学校に対して当該教育旅行を販売した旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊当たり2千円(上限40万円)</p> <p>※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p>	令和2年5月22日	<p>＜申請書提出期限＞ 令和2年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合は期間内であっても募集を締め切ります。</p>	福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fukkosu/shin-kyogikai/ http://f-reenergy.org/
13	東京都	被災地応援ツアー(福島県教育旅行復興支援事業)	<p>「福島県教育旅行復興事業」の補助を受けて、福島県に教育旅行を実施する都内の学校を対象に、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1(ただし上限5万円)を助成します。参加人数が10名未満の場合は半額(2万5千円)が上限となります。</p>	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	「福島県教育旅行復興事業」の補助を受けて、福島県に教育旅行を実施する都内の学校	バス1台以上	○	公益財団法人 東京観光財団	03-5579-2682	https://www.tcvb.or.jp/ip/proiect/shinko/hisaichi/

※この一覧表は、令和2年9月29日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。GO TO トラベルとの併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。

令和2年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

合宿

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
1	郡山市	郡山合宿誘致促進事業	下記①～⑤の要件を満たす文化・スポーツ合宿を実施する学生団体へ宿泊者1人あたり1泊3,000円を助成します(1団体の上限額15万円)。 ①市内民間宿泊施設に延べ10人泊以上で宿泊 ②市内外のスポーツ施設等を利用する合宿活動 ③各種公式大会、地方自治体が主催・共催する大会、イベント、会議の参加を目的としたものでないこと ④政治的活動、宗教的活動もしくは営利を目的としないこと ⑤公序良俗に反するものでないこと	令和2年8月1日	令和3年2月28日 (予算額に達し次第終了)	合宿実施学生団体	延べ10人泊以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
2	いわき市	いわき市合宿開催補助金	・いわき市外に住所を有する、文化活動を行う団体がいわき市で合宿を行う際に1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体当たり10万円。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・いわき市外に所属する中学、高校、高専、大学等の文化系の団体、又はゼミナール ・企業の文化系の団体	延べ宿泊者数20人泊以上	○	いわき市観光交流課	0246-22-1292	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html
3	いわき市	いわき市トップスポーツ等合宿誘致推進事業補助金	・いわき市でスポーツ合宿を行う団体に次のとおり補助します。 トップ(日本代表): 上限50万円(1人1泊1万円上限、補助率1/2) トップ(中学生以上): 上限25万円(1人1泊1万円上限、補助率1/2) 一般: 上限5万円(延べ宿泊者数×1,000円)	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	【トップ(日本代表)】 ・日本代表 【トップ(中学生以上)】 ・日本一を決める各種大会で過去1年以内にベスト8相当以上の成績を収めた団体 【一般】 ・小学校・中学校、高等学校、大学の学生等で構成されるスポーツ団体 ・企業の社員等で構成されるスポーツ団体	【トップ(日本代表)】 延べ宿泊数 15人泊以上 【トップ(中学生以上)】 延べ宿泊数 15人泊以上 【一般】 延べ宿泊数 20人泊以上	○	いわき市スポーツ振興課	0246-22-7607	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/146700067030/index.html
4	いわき市	IWAKIふるさと留学プログラム	震災復興や地域活性化に取り組む地域団体と、首都圏等の大学生が連携して課題解決を図る実践的な取り組みに対し助成します。 【研究活動枠】 1人@10,000円×延べ宿泊者数(上限10万円) 【ボランティア活動枠】 1人@5,000円×延べ宿泊者数(上限5万円)	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	首都圏等の大学ゼミ・サークルなど	1人以上	○	いわき商工会議所	0246-25-9151	https://i-furusatovuchi.com/
5	相馬市	相馬市スポーツ合宿等助成事業	スポーツ・文化合宿または各種大会等の参加により市内対象宿泊施設へ宿泊をする8名以上の団体に、1人1泊当たり2,000円の宿泊費を助成します。 ※宿泊者には、指導者・運営スタッフも含む。 ※宿泊数の上限はなし。 ※合宿を実施する14日前まで申請が必要。 ※政治的活動、宗教的な活動もしくは営利を目的としないこと。 ※公序良俗に反したものでないこと。 ※宿泊助成券は、現地清算の場合のみ利用可。 ※他の助成制度と併用不可。 ※宿泊先の予約を担保するものではありません。	令和2年9月17日	申請期間: 令和2年9月17日～令和3年2月14日まで 宿泊対象期限: 令和3年2月28日宿泊分まで。ただし予定泊数に達し次第終了。	福島県内外を問わない・スポーツ・文化合宿または各種大会等の参加により市内対象宿泊施設へ宿泊をする8名以上の団体	8名以上の団体で、1人泊以上	×	相馬市産業部商工観光課 千客万来館	0244-26-4848	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhi/shokokankoka/8835.html

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
6	二本松市	教育旅行等助成事業	二本松市内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対して、貸切バス代金の一部を助成します。 ・市内に宿泊する学校 1台あたり6万円 ※福島県内の学校の場合は助成金額が上記金額の2分の1になります ※10人未満の学校の場合は助成金額が上記金額の2分の1になります ※小学校、中学校、高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は対象外となります	令和2年8月17日	令和3年2月28日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専門学校 ・大学	・特に定めなし ・1校あたりの台数上限なし	○	二本松市観光連盟	0243-55-5095	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page006320.html
7	天栄村	滞在型誘客促進事業	天栄村内の宿泊施設・村内施設へ宿泊する場合下記のとおり助成します。 合宿プラン ・10人泊以上20人未満:3万 ・20人泊以上30人泊未満:4万 ・30人泊以上:5万 ※学生ゼミ・クラブ活動・サークル・スポ少・社会人によるクラブが対象	令和2年6月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外問わない ・保育園・幼稚園児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・社会人 ・サークル	5人以上	○	天栄村観光協会	0248-82-2117	http://www.ten-ei.net
8	下郷町	下郷町合宿誘致事業	下郷町で合宿を行う団体に、下記の通り助成します。 ①交付対象 ・合宿として下郷町の宿泊施設に宿泊し、延べ宿泊者数が10人泊以上であること。 ・下郷町内の文化施設またはスポーツ施設を利用すること。 ・大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。 ・政治的活動、宗教活動もしくは営利を目的とするものでないこと。 ・公序良俗に反しないものであること。 ②宿泊助成日数 ・連続して3泊を限度とする。 ③助成金額及び限度額 ・宿泊者数に1人当たり2,000円を乗じた額。 ・1団体1回当たり15万円を限度とする。 ・同一年度内において、同一団体の助成は1回限りとする。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外問わない ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専門学校 ・大学 (部活、サークル、ゼミナール、スポーツ少年団など)	延べ宿泊者数10人泊以上	○	下郷町観光公社	0241-67-2416	http://welcome-town-shimogo.or.jp
9	只見町	只見町教育旅行推進事業 (合宿に関する補助)	・只見町内の宿泊施設等を利用し、延べ宿泊数が20泊以上の合宿を実施する町外の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生及びその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体を対象に、2000円に延べ宿泊者数を乗じた金額(最大15万円/団体)を助成します。 ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする。(夏・冬等) ・他の町補助金との併用は不可。	令和2年4月1日	令和3年3月31日	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・専門学校生 ・引率者 ・保護者(最大2名)	団体単位 (延べ宿泊者数20人泊以上)	○	只見町子ども農家体験協議会	0241-82-5250	https://www.tadami-net.com/
10	南会津町	合宿誘致促進事業	・南会津町で宿泊を伴う合宿を実施する団体に対して、交通費、宿泊費、体験活動費の一部を助成します。 ・延べ宿泊者数によって、助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 県内校の場合 一律5万円 県外校の場合 20~50人 5万円 51~150人 10万円 151~300人 20万円 301人以上 30万円 ホワイトシーズン(12~3月) 一律5万円	令和2年5月7日	令和3年3月20日	【対象者】 町外に住む ・中学生 ・高校生 ・大学生 (教員及び引率者は含まない) 【対象活動】 ・部活動 ・サークル ・ゼミ ・学習塾 など	延べ宿泊者数 20人泊以上 (生徒のみ)	○	(業務委託先) 株式会社みなみあいづ	0241-78-2241	https://aizu-kougen.jp/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
11	北塩原村	北塩原村合宿利用者支援助成金事業	村内に宿泊を伴った合宿を行う団体に対して助成金を交付します。 ・30人泊以上 一律3万円	令和2年7月1日	令和3年3月31日 (先着順。予算終了次第終了)	福島県内外を問わない ・中学校 ・高等学校 ・大学 ・社会人(団体)	30人泊以上3万円	-	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2011062200015/
12	西郷村 白河市	白河甲子高原合宿誘致推進事業	・宿泊助成金 延べ宿泊者数1人/1泊当たり2,000円助成(上限6万円) ・温泉助成金 延べ人数1人当たり500円助成	令和2年7月1日	令和3年3月31日 (先着順。予算終了次第終了)	福島県県南地域以外の大学・高校・中学等の部・サークル等の構成員が白河市及び西郷村のスポーツ施設・文化施設等を利用し合宿をすること。	2泊以上の宿泊かつ延べ宿泊者数30人泊以上	○	白河甲子高原観光 開発協議会 (事務局:西郷村産業振興課)	0248-25-1116	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kanko/kanko/gasshukuyuuchi/
13	鮫川村	鮫川村合宿受入推進助成事業	「福島県教育旅行復興事業」の補助を受けて、福島県に教育旅行を実施する都内の学校を対象に、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1(ただし上限5万円)を助成します。参加人数が10名未満の場合は半額(2万5千円)が上限となります。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない ・小学生 ・中学生 ・高等学校	1名以上	○	鮫川村役場 農林商工課	0247-49-3113	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001535.html
14	檜葉町	檜葉町合宿支援事業	・檜葉町の施設を利用して合宿を行い、町内の宿泊施設に宿泊する学生団体に対し、1回の合宿における延べ宿泊数に1,000円を乗じた額を助成します(上限20万円)。 ・宿泊者が10人以上であること。 ・町内の文化施設又はスポーツ施設を使用すること。 ・合宿を目的とし、大会やイベントに参加するための宿泊は対象外。	令和2年6月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専修学校 ・高等専門学校 ・短期大学 ・大学 ・大学院 ・部活、クラブ、サークル、ゼミ等	延べ宿泊数10人泊以上	○	檜葉町新産業創造 室	0240-23-6105	https://www.town.naraha.lg.jp/life/007003.html
15	富岡町	富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金	・富岡町の教育施設(総合スポーツセンター、文化交流センター、総合運動場、富岡第一中学校)を使用し、富岡町内の宿泊施設で合宿する団体等に交付。 ・1人1泊あたり2,000円を補助。 ・必ず教育施設を1日以上使うこと、他の補助金を活用していないこと、営利目的の合宿でないこと。	平成31年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	制限なし(但し、富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金交付要綱を確認すること)	複数人で構成する団体であること	×	富岡町生涯学習課	0240-22-2626	http://www.manamori.jp/ https://public.joureikun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110001408.htm
16	福島県		【合宿】 県外の中学校・高等学校の部活動、県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークルが県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。※中学校・高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外 ①1台当たりの補助額 〈新規校〉 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 〈継続校〉 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります ②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、いわき市)	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外の ・中学校 ・高等学校 ・短期大学 ・大学	1校当たり台数の上限なし	—	福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html

※この一覧表は、令和2年9月29日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。GO TO トラベルとの併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。

令和2年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

コンベンション

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
1	福島市	福島市コンベンション開催補助金	福島市内で、東北大会規模以上のコンベンション、大会等を1泊2日以上の会期で開催する主催団体に対し、宿泊者数に応じて開催経費の一部を補助します。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション主催者	延べ宿泊者数 100人泊以上	○	福島市観光コンベンション推進室	024-572-5719	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou/suishin/kanko/kankojoho/kigyomukejoho/convention/r2bosyuu.html
2	会津若松市	会津若松市コンベンション開催助成金制度	会津若松市内でコンベンション等を開催する主団体に対し開催等の助成金を事業者へ交付します。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (先着順。予算終了次第終了)	東北大会相当規模の大会・会合等で会津若松市内に宿泊を伴う団体	延べ宿泊数 50人以上	○	・一般財団法人会津若松観光ビューロー ・会津若松市観光課	0242-23-8000 0242-39-1251	https://www.aizukanko.com/kk/agent/
3	郡山市	郡山コンベンション開催支援事業	①国内コンベンション 郡山市内で東北大会規模以上のコンベンションを連続2日以上の会期で開催する場合、宿泊者数に応じて上限100万円の助成金を交付します。 ②国際コンベンション 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加する場合、①に係る助成金+国外参加者数×5,000円(1泊2日まで)、2泊目以降は1泊ごとに+2,500円(※上限1万円) ③上記コンベンション期間中にエクスカーション(郡山市内を含む地域において行われるバスツアー、視察等)を実施する場合、参加人数に応じた助成金を交付します。 参加人数×500円(1日)※同伴者含む ④上記コンベンション期間中の市内移動のために借り上げたバス費用の一部を助成します。 バス借上げ運行費用の50%(※上限10万円)	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 50人以上	○	公益財団法人郡山コンベンションビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
4	郡山市	郡山スポーツコンベンション開催支援事業	郡山市内で東北大会規模以上のスポーツ競技大会(※種目制限あり)を連続2日以上の日程で開催する場合、県外からの参加者数に応じた助成金を交付します。 ①東北大会 県外参加者数×500円(※上限30万円) ②全国大会 県外参加者数×1,000円(※上限60万円) ③国際大会 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加するスポーツ競技大会を開催する場合 国外参加者数×5,000円+②に係る助成金(※上限200万円)	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	参加者数 50人以上	○ (要相談)	公益財団法人郡山コンベンションビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
5	郡山市	コンベンション参加者おもてなし事業	下記①～⑥の要件を満たすコンベンションに参加、かつ郡山市内への宿泊者に対し、1名当たり2,000円の商品券を配布します。 ①郡山市内を会場 ②東北大会規模以上 ③連続2日以上の日程 ④延べ宿泊者数50名以上 ⑤政治的活動、宗教的活動もしくは営利を目的としないこと ⑥公序良俗に反するものでないこと	令和2年9月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者50人以上	○	公益財団法人郡山コンベンションビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
6	いわき市	いわき市コンベンション開催補助金	いわき市外からの来客が見込まれる30人以上の会議等の大規模コンベンションを2日以上以上の会期で開催した際に最大100万円を補助します。	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外のコンベンション実施主催者	延べ宿泊者数30人以上	○	いわき観光まちづくり ビューロー	0246-44-6545	https://kankou-iwaki.or.jp
7	県	福島県コンベンション開催支援事業補助金	<p>【国内コンベンション】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間中、福島県外からの来客が見込まれる国内コンベンション及びエクスカーションに200万円を上限に補助します。 延べ宿泊者数が100人泊以上の東北規模以上の大規模コンベンションで、連続して2日以上以上の会期で開催されること。会期が1日のみでも、宿泊を伴い、その前後日にエクスカーションが開催されるコンベンションは補助対象。ただし、浜通り開催の場合30人泊以上で申請可能。 本県の産業の振興または、学術、芸術、文化向上に寄与するコンベンションであること。 <p>【国際コンベンション】</p> <p>上記の要件を満たし、かつ参加国が日本を含む3カ国以上が参加する国際コンベンションに500万円を上限に補助します。</p> <p>【エクスカーション】</p> <p>上記コンベンション開催期間中にエクスカーション(県内の施設等1カ所以上の訪問・視察)を行った場合、参加人数(10人以上)に応じて補助します。</p>	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 100人泊以上 (浜通り開催の場合30人泊以上)	—	公益財団法人 福島県 観光物産交流協会	024-525-4024	https://www.tif.ne.jp/houjin/news/dispatch.html?id=52&keyword=&start=0

※この一覧表は、令和2年9月29日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。GO TO トラベルとの併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。

令和2年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

その他

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
1	会津若松市	旅行商品造成(パンフレット等作成)支援助成金	会津若松市を訪れる為の旅行商品造成を行い、集客のための情報媒体を作成する旅行者に対し、その作成にかかる費用の一部を助成します。 【助成額】 (1)紙媒体 5,000部以上10,000部未満 5万円 10,000部以上30,000部未満 10万円 30,000部以上100,000部未満 15万円 100,000部以上 20万円 (2)WEB媒体 ①掲載に要する費用の2分の1を助成 ②1回の助成金の上限額は5万円	令和2年8月1日	令和3年3月15日 (予算がなくなり次第、受付けを終了)	会津若松市への送客・周遊のための旅行商品を造成する旅行業法第3条の規定に基づく登録受けている旅行者	要問い合わせ	○	・一般財団法人会津若松観光ビューロー ・会津若松市観光課	0242-23-8000 0242-39-1251	https://www.aizukanko.com/feature/akabeko/akabeko
2	会津若松市	貸切バス利用促進助成金	会津若松市を訪れる為の旅行商品の造成を行う旅行会社に対し、貸切バスの利用にかかる経費の一部を助成します。 【助成額】 ①車両1台、一日毎に要する費用の2分の1を助成 ②車両1台、一日毎に要する費用の上限額は5万円 【限度額】 同一の申請者が複数の申請を行うことができるものとし、助成の限度額は原則1,000,000円	令和2年8月1日	令和3年3月15日 (予算がなくなり次第、受付けを終了)	会津若松市への送客・周遊のための旅行商品を造成する旅行業法第3条の規定に基づく登録受けている旅行者	要問い合わせ	○	・一般財団法人会津若松観光ビューロー ・会津若松市観光課	0242-23-8000 0242-39-1251	https://www.aizukanko.com/feature/akabeko/akabeko
3	会津若松市	ランドオペレーター等送客助成金	会津若松市を訪れる為の旅行送客を行う旅行者に対し、その送客に対する費用の一部を助成します。 【助成額】 ①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び観光関連施設を1箇所以上利用した旅行商品の場合・・・送客実績1人1泊あたり500円を助成 ②宿泊の場合は泊数と同数の市内有料観光施設の利用があれば、泊数分を助成 ③会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わず、観光関連施設を2箇所以上利用した旅行商品の場合・・・送客実績一人あたり250円を助成 ④北海道及び愛知県、石川県等以西からの送客には50%を加算 【限度額】 同一の申請者が複数の申請を行うことができるものとし、助成の限度額は原則1,000,000円	令和2年8月1日	令和3年3月15日 (予算がなくなり次第、受付けを終了)	・旅行業法(昭和27年法律239号)第2条及び第3条の規定に基づく登録を受けている旅行サービス手配業 ・旅行業法(昭和27年法律239号)第2条及び第3条の規定に基づく登録を受けている会津若松市内に本社のある旅行者	要問い合わせ	○	・一般財団法人会津若松観光ビューロー ・会津若松市観光課	0242-23-8000 0242-39-1251	https://www.aizukanko.com/feature/akabeko/akabeko
4	いわき市	プチいわき暮らし応援プラン	下記の条件に当てはまる方を対象に宿泊費用を助成します。 宿泊者負担:平日@2,000円(税込)、休前日@3,000円(税込) ①いわき市へ移住を検討中 ②本センター移住希望者リストへ登録可能な方(無料) ③観光・ビジネスではない方	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外問わない ・条件に合えば利用可能	1人以上	○	いわき商工会議所	0246-25-9151	https://i-furusatovuchi.com/
5	須賀川市	「来てすかがわ」旅行商品企画助成金	・須賀川市の地域資源を活用した旅行商品を企画及び実施する者に対して、募集に係る経費及び旅行代金の一部を助成します。	令和2年10月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条による登録を受けている旅行者又は旅行者代理業者	参加人数 10人以上	○	須賀川市 観光交流課	0248-88-9145	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shisei/chiki_dsukuri/1002602.html

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
6	喜多方市	喜多方泊訪日旅行誘客促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市内の宿泊施設に宿泊する訪日旅行商品の催行に伴う、団体貸切バス借上げ経費の一部を助成します。 ・助成額1台当たり10万円 ※次の事項全てに該当すること。 ①国際定期便またはチャーター便を利用した訪日旅行 ②喜多方市内の宿泊施設に1泊以上 ③1旅行の催行人数が10人以上 ④旅行の日程が、当該年度の4/1～3/31に属するもの 	令和2年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法施行規則に規定する第一種または第二種旅行業務の登録を受けている事業者 ・道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者 ・喜多方市内の旅行業者または旅行業者代理業者 	1旅行の催行人数 10人以上	○	喜多方市 観光交流課	0241-24-5243	https://www.city.kitakata.fukushima.jp
7	相馬市	相馬市宿泊助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 相馬市内の対象宿泊施設へ宿泊される方に、1人1泊当たり5,000円の宿泊費を助成します。 ※申請期間中、1人最大2泊分(助成券2枚)まで申請可。 ※観光・ビジネスなど目的は問わない。 ※宿泊助成券は、現地清算の場合のみ利用可。 ※他の助成制度と併用不可。 ※宿泊先の予約を担保するものではありません。 	令和2年9月17日	申請期間: 令和2年9月17日～令和2年11月30日まで 宿泊対象期限: 令和3年2月28日宿泊分まで。ただし、予定泊数に達し次第終了。	<ul style="list-style-type: none"> 福島県内外を問わない ・相馬市内の対象宿泊施設に宿泊される方 	1人以上	×	相馬市産業部商工 観光課 千客万来館	0244-26-4848	https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhi/shokokankoka/8831.html
8	天栄村	滞在型誘客促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 天栄村内の宿泊施設・村内施設へ宿泊する場合下記のとおり助成します。 ①同窓会プラン ・5～9人: 1人当たり3,000円 ・10人以上: 一律3万円 同じ小・中学校、高等学校、大学等の卒業生で構成された団体 ②子育て家族プラン ・3家族以上: 一律2万円 中学生以下の子供が1人以上いる世帯が3家族以上で対象 ③三世代家族プラン ・三世代家族: 一律1万 本人、父母、子など3世代にわたる家族が対象 ④シニアプラン ・5～9人: 1人あたり3,000円 ・10人以上: 一律3万 65歳以上5名以上で構成された団体 	令和2年6月1日 (福島県内限定) ※今後は新型コロナウイルスの状況に応じて限定解除	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<ul style="list-style-type: none"> 福島県内の ・保育園・幼稚園児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・社会人 ・サークル ※今後は新型コロナウイルスの状況に応じて県外も対象とする。 	5人以上	○	天栄村観光協会	0248-82-2117	http://www.ten-ei.net
9	天栄村	新湯治プラン	天栄村内の温泉旅館に2泊以上宿泊した方に、1泊につき500円分の商品券をおつけします。	令和2年6月1日	令和3年3月19日 (600人泊限定)	福島県内外の宿泊者	2人以上	×	天栄村観光協会	0248-82-2117	http://www.ten-ei.net
10	猪苗代町	猪苗代町観光商品券 (いなちケ)	猪苗代町内の観光施設や宿泊施設で使用できるプレミアム商品券を発行します。1セット1万円で1万2千円利用可能です。利用期間は12月上旬から令和3年3月中旬まで(予定)	令和2年12月中旬	令和3年3月中旬 (予算額に達し次第終了)	・猪苗代町外在住者	1人以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	http://www.bandaisan.or.jp/
11	猪苗代町	猪苗代町観光誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設で宿泊を伴う旅行商品を販売した旅行者に対し、有料宿泊実績1名につき週末期500円、平日期1,000円の支援金を交付します。	令和2年4月2日	令和3年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上 	5/16までに 参加申込みをした 事業者	○	猪苗代町 商工観光課	0242-62-2117	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-25-15753.html

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
12	猪苗代町	猪苗代町外国人誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設に外国人10人以上の団体送客した旅行会社等に対し、外国人1人1泊1,000円、取扱手数料2万円の支援金を旅行者等に交付します。	令和2年4月1日	令和3年3月20日	・旅行業登録を受けた事業者等 ・交付対象は外国人10名以上の団体	10人以上	○	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/inbound/
13	猪苗代町	プレミアム付旅行券「猪苗代町ハッピートラベルチケット」	猪苗代町内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付旅行券を5,000枚発行します。4,000円分の宿泊補助券を全国のコンビニエンスストアにおいて2,000円で購入することができます。第1期の販売開始は7/1で、利用期間は7/15から12/31まで。	令和2年7月1日	令和2年12月31日	・猪苗代町外在住者 ・宿泊料金が1人4,000円以上の利用者	1人以上	○	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/2020/06/25/happytoraberu2020/
14	昭和村	昭和村レンタカー利用者宿泊助成事業	・レンタカーを利用し、昭和村内指定の宿泊施設で宿泊した方に、レンタカー契約者2,000円、同乗者1,000円を宿泊助成します。ただし、ビジネス目的外での利用に限ります。また、助成を受けるにはレンタカー貸渡契約書の写しを持参ください。 ・連泊のお客様については、2泊目以降の宿泊料についても同額割引。 ・その他の宿泊助成制度との併用は不可。	令和2年4月1日	令和3年3月31日	福島県内外を問わない ・レンタカー利用者	1人以上	×	昭和村産業建設課観光交流係	0241-57-2124	http://www.vill.showa.fukushima.jp/
15	福島県	研修旅行支援事業	・避難解除区域等12市町村(※1)での研修旅行を行う企業及び同研修旅行の企画販売等を行う旅行会社に対して支援を行います。 ア 企業に対する助成 以下の要件を満たす企業に対して交通費等の助成を行う。 ①会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体が実施する研修旅行であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ30人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。 〈助成額〉1人泊当たり2千円(上限20万円) イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件をすべて満たす研修旅行を実施した企業に対して当該研修旅行の企画販売等をした旅行会社に対して助成を行う。 〈助成額〉1人泊当たり2千円(上限20万円) ※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等	令和2年7月13日	〈申請書提出期限〉 令和2年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合は期間内であっても募集を締め切ります。	福島県内外を問わない ・会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に30人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fukkosu-shin-kyogikai/ http://f-renergy.org/
16	東京都		・東京都に在住、在勤、在学いずれかの方を対象に、当事業に登録した旅行事業者が販売する福島県への「被災地応援ツアー」に申し込みをした旅行者に対し、次のとおり旅行代金を割引します。 ・宿泊は、1名1泊あたり3,000円(2泊まで。3泊以上不可) ・日帰り、1名1泊あたり1,500円 ※個人で宿泊等を手配した旅行は対象外	令和2年4月1日	令和3年4月2日 (予算額に達し次第終了)	東京都に在住、在勤、在学いずれかの方	1人以上	○ (例外あり。要相談)	公益財団法人東京観光財団	03-5579-2682	https://www.tcvb.or.jp/ip/fukushima/

※この一覧表は、令和2年9月29日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。GO TOトラベルとの併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。